

# 徳島県がん登録事業実施要領

徳 島 県

# 徳島県がん登録事業実施要領

## 1 目 的

徳島県がん登録事業は、徳島県におけるがん患者の登録を実施することにより、がんの罹患、受療状況、生存率等の集計、解析等がんの動向を把握し、もって本県におけるがん対策の効果的な推進を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

本事業は、徳島県医師会及びその他医療機関の協力を得て徳島県が実施する。

## 3 登録の対象

登録の対象は、県内に住所を有する全ての悪性新生物の罹患者及び死亡者とする。

## 4 がん登録部会の協力

徳島県は、この事業を円滑かつ効率的に実施するため、徳島県生活習慣病管理指導協議会がん登録部会（以下「部会」という）の指導助言を得て事業を推進するものとする。

## 5 事業委託

がん登録事業を効果的に実施、運営するため、徳島県がん登録室を設け、この事業を公益財団法人とくしま未来健康づくり機構（以下「とくしま未来健康づくり機構」という）に委託する。

## 6 登録の方法

がん登録の方法は次のとおりとする。

### (1) 診断時の届出

県内に所在する医療機関の医師は、悪性新生物患者と診断したときは、徳島県悪性新生物患者届出票(様式1、以下「届出票」という)に所要事項を記載の上、とくしま未来健康づくり機構へ送付するものとする。

### (2) 出張採録

とくしま未来健康づくり機構は、必要に応じて医療機関等に出張し、情報を採録するものとする。

### (3) 死亡時の届出

保健所は、人口動態に係る死亡情報を徳島県保健福祉部健康増進課を經由し、とくしま未来健康づくり機構へ送付するものとする。

#### (4) 遡り調査の実施

とくしま未来健康づくり機構は、人口動態に係る死亡情報から把握したがんによる死亡者の中で、診断時の届出及び出張採録による登録が行われていない者については、人口動態に係る死亡情報から把握した当該死亡者を診療した医療機関に対して、必要に応じて遡り調査を実施する。

#### 7 集計及び解析

とくしま未来健康づくり機構は、送付されたがん情報を登録し、がんの罹患率、受療状況等の集計、解析を行うものとする。

#### 8 公 表

集計、解析の結果を本登録事業に係る年報等により公表する。

#### 9 守秘義務

この事業に従事した者は、業務上知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。また、その業務を離れた場合も同様とする。

なお、この業務に関する秘密保持のため、業務処理及び資料の利用については別に定める。

#### 10 自己の個人情報の開示・消去(利用停止)について

徳島県個人情報保護条例(平成15年1月1日施行)に基づき、患者本人等から自己の個人情報の開示・消去(利用停止)の請求があった場合、届出医と十分協議の上、開示・消去(利用停止)の有無を決定するものとする。

なお、届出医を通じ届出票の消去の申し出があった場合は、速やかに消去するものとする。

#### 11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項はとくしま未来健康づくり機構理事長が、部会の意見を聴き別に定めるものとする。

なお、全国がん登録事業の実施については、がん登録等の推進に関する法律及び政省令によるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成5年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。